

令和2年度版 消費税法能力検定試験 過去問題集

「消費税法能力検定試験 3級 過去問題集」に下記の誤りがございました。
 確認作業が不十分でございました。訂正してお詫び申し上げます。

令和3年1月12日現在

頁	行	誤	正
105	(題名除く) (空行除く) 17	<u>第96回 解説（第2問 取引の区分問題）</u> ① 航空会社が受ける成田・北京間の航空運賃は課税取引とされる。 (消法4①, ③二, 消令6②一)	<u>第96回 解説（第2問 取引の区分問題）</u> ① 航空会社が受ける成田・北京間の航空運賃は非課税とされない取引とされる。 (消法4①, ③二, 消令6②一)
111	(題名除く) (空行除く) 27	<u>第97回 解説（第2問 取引の区分問題）</u> ⑩ 航空会社が受ける上海・羽田間の航空運賃は課税取引とされる。 (消法4①, ③二, 消令6②一)	<u>第97回 解説（第2問 取引の区分問題）</u> ⑩ 航空会社が受ける上海・羽田間の航空運賃は非課税とされない取引とされる。 (消法4①, ③二, 消令6②一)
129	(題名除く) (空行除く) 22	<u>第100回 解説（第2問 取引の区分問題）</u> ⑤ 航空会社が受ける上海・羽田間の航空運賃は課税取引とされる。 (消法4①, ③二, 消令6②一)	<u>第100回 解説（第2問 取引の区分問題）</u> ⑤ 航空会社が受ける上海・羽田間の航空運賃は非課税とされない取引とされる。 (消法4①, ③二, 消令6②一)
146	(題名除く) (空行除く) 25	<u>第103回 解説（第2問 取引の区分問題）</u> ⑧ 航空会社が受ける成田・北京間の航空運賃は課税取引とされる。 (消法4①, ③二, 消令6②一)	<u>第103回 解説（第2問 取引の区分問題）</u> ⑧ 航空会社が受ける成田・北京間の航空運賃は非課税とされない取引とされる。 (消法4①, ③二, 消令6②一)